

## 研究結果報告書

日本との比較における中国の多元的紛争解決システム考察

所属： 西南大学 法学部  
役職： 副教授  
氏名： 黄 毅

紛争解決の柔軟化および司法資源の節約を図り、多元的紛争解決システムの重要な一環としてADR（Alternative Dispute Resolution:裁判外紛争解決手続き）は国際的な潮流となっており、日中両国の法学界ともその理論及び制度を研究している。

日本では、民事調停の特色として司法機関による「司法型ADR」が主流を占め、その内いわゆる「強制調停」も時々運用され、民間の調停人による「民間型ADR」は商事仲裁や海事仲裁や弁護士会仲裁などがあるにもかかわらず、あまり機能していないことを指摘されている。

中国では、司法改革の方針の繰り返しにより、ADRを代表とする多元的紛争解決システムが創成期—一定着期—偏重期—安定期という曲折した軌迹を辿ってきた。ADRの中に非常に重要な紛争解決の手段である人民調停は2010年『人民調停法』が成立され、人民調停協議の司法調停を導入して、人民調停協議の法的効力を強化したが、人民調停制度に存在する専門化の不足や人民調停と訴訟の関連や調停委員の能力など問題が依然として未解決である。

考察を通して、日中両国のADRの発展はいずれも社会背景、司法政策などに緊密な関係を持ち、この点につき、特に中国共産党第18期中央委員会第4回全体会議（四中全会）は「法治」が強調され、それによって、ADRもどのような変化するか注目しなければならない。

研究成果の公表について(予定も含む)

口頭発表 (題名・発表者名・会議名・日時・場所等)

「日本との比較における中国の多元的紛争解決システムの考察」、黄毅、西南大学法学部「民事調停研究」シンポジウム、2014年4月(予定)、中国重慶

論文 (題名・発表者名・論文掲載誌・掲載時期等)

1. 「多元化糾紛解決機制下審判権力的配置——以日本為視角」、黄毅、『西華師範大学学報』第2号、2014年4月。
2. 「中国人民調解制度研究——兼与日本民間ADR比較」、黄毅、発表予定。

書籍 (題名・著者名・出版社・発行時期等)